

生活支援コーディネーター（SC） を岩内町社協に2名配置しました。

岩内町では平成30年4月より介護保険制度の3つの柱の一つである「**地域支援事業※Q1**」のなかの1つに位置づけられている「**生活支援体制整備事業※Q2**」がスタートします。

このなかで岩内町社協では「**生活支援コーディネーター（SC）※Q3**」の配置について町より委託を受けました。国が示す**生活支援コーディネーター（SC）**の役割としては大きく分けると以下の3点が求められておりましたが、当面は①と②の機能を中心に活動を行う予定です。

【生活支援コーディネーター（SC）の役割】

- ①生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
- ②サービス提供主体等の関係者のネットワークの構築
- ③地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング

Q1 地域支援事業ってなに？

→ 高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、なるべく自分の力（自助）で活動的な生涯が送れるよう要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた地域での予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活を送れるように支援することを目的として各市町村で実施する事業です。

Q2 生活支援体制整備事業ってなに？

→ 単身や夫婦のみの高齢者世帯等が年々増加していくなか、医療や介護のサービス(共助)のみに頼らず、町内会等の地域組織やボランティアといった力(互助)を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを市町村が中心となって、生活支援サービスを担う様々な事業主体(地域組織やボランティア、民間企業、社会福祉法人、老人クラブ等)と連携を図りながら高齢者の生活支援を行うことを目的とする事業です。なお実施内容は①生活支援コーディネーター(SC)の配置と②協議体の設置です。

Q3 岩内町における生活支援コーディネーター(SC)はどうなるの？

→ 実施主体は市町村ですが適当と認める者に委託することが可能なことから岩内町の生活支援コーディネーター(SC)については岩内町社協の現任職員2名が兼務することとなりました。なお平成30年度においては「協議体※Q4」で話し合われた内容を参考にしたうえで、制度の周知活動、地域資源の調査・把握、ニーズの調査・把握等基礎的な活動を実施する予定です。

Q4 協議体ってなに？

→ 岩内町が設置主体となり地域における高齢者支援にあたっての課題や情報共有、連携強化の場として関係者間のネットワークづくりを目的として定期的に行われる話し合いの場です。構成メンバーは現在、岩内町、岩内町地域包括支援センター、岩内町社協、ボランティア団体等を予定しており、必要に応じ随時構成メンバーを増やしていくことになると考えられます。

生活支援コーディネーター(SC)の活動イメージ

